

広報

とみおか

2013.9月 お知らせ版



夜の森保育所(2007年9月撮影)

インフルエンザ予防接種を希望する65歳以上の皆さまへ

今年も65歳以上の方と、60歳以上65歳未満で重い障がいのある方に対して、インフルエンザ予防接種の助成を行います。

▼期間

平成25年10月1日～12月31日

▼対象者

- ①富岡町に住居登録のある、接種日当日で満65歳以上の方。
- ②富岡町に住居登録のある、接種日当日で満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害があり、日常生活が極度に制限される方(身体障害者手帳1級をお持ちの方)。

▼助成額

全額助成(自己負担なし)

※助成回数は1回に限ります。

▼接種にかかる手続き

〈県内にお住まいの方〉

接種をご希望の方は、事前に町のコールセンターまでご連絡ください。パンフレット、予約票、接種済証を送付いたします。

また、郡山事務所・いわき支所・三春出張所・大玉出張所の窓口でも交付いたします(大玉仮設診療所での接種をご希望の方は、同診療所で交付)。

〈県外にお住まいの方〉

原発避難者特例法により、避難先市町村に住まわれている住民の方と同じように接種ができますので、避難先市町村の予防接種担当までお問合せください。

また、市町村によって助成額が異なり、自己負担金が生じる場合があります。自己負担が生じた場合には、富岡町より還付いたしますので、健康づくり係までご連絡ください。

圏健康福祉課健康づくり係

☎0120-333-6466

町内の共同墓地の除草について

広報6月号お知らせ版に掲載してありました、共同墓地の除草が8月24日をもって完了いたしました。

除草した草等については、袋に入れて一時保管しておりますが、仮置場の整備がされるまでは、フレキシブルコンテナバッグに入れ墓地内の駐車場等に一時保管することとしております。

この作業は10月末を目途に進めておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

圏生活環境課 環境衛生係

避難先届出のお願い

避難先住所の届出をされていない方や避難先を移動された方は、電話等により避難先の情報を富岡町役場に届け出てください。

相双地方振興局からのお知らせ

福島県相双地方振興局へ、福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書(設置)の提出がありましたのでお知らせします。

福島県相双地方振興局では、今後必要な手続きを行いながら、該当施設の設置の適否について審査していくこととしております。

1. 設置等予定者

住所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚646番地の1
氏名 株式会社 丸東 代表取締役 西山由美子

2. 設置場所

福島県双葉郡楢葉町大字波倉字細谷134番地189

3. 産業廃棄物処理施設等の種類及び処理能力

がれき類の破碎施設(政令第7条第8号の2施設)
1,040 t /日(8時間)×1基

この件についてのお問合せは、福島県相双地方振興局 県民環境部 環境課(電話0244-26-1237)までお願いいたします。

富岡町駅前行政区の皆さまへ
平成25年度通常総会開催のお知らせ

駅前行政区通常総会を下記のとおり開催いたします。皆さまのご出席をお待ちしております。

日時 平成25年10月27日(日)
午後1時~午後3時

場所 かんぼの宿いわき 会議室
いわき市平藤間字柴崎60
☎0246-39-2670

議事

- (1)平成23年度及び平成24年度の行事並びに会計報告
- (2)平成25年度事業計画並びに予算について
- (3)その他

出席される方及び宿泊希望の方は10月15日までに下記へご連絡ください。

区長 早川 雅通 090-5847-0197
副区長 横田起代三 090-2363-5842

福島いのちの電話

社会福祉法人福島いのちの電話では、悩みや苦しみに関する相談を電話で受付けています。

☎024-536-4343

相談受付時間 午前10時から午後10時
(毎月第3土曜日は午後10時から翌朝10時の間も受付けています)

住宅の「重ローン」でお困りの方へ
福島県では、東日本大震災で住宅に損害を受けた方の生活再建を支援するため、住宅の二重ローンに対する利子補給を行います。
被災程度、債務残高や借入額等、補給を受けられる条件があります。
詳しくはインターネットで「福島県二重ローン」と検索するか、県建築指導課にお問い合わせください。
☎024-521-8184
県建築指導課

活動が活発化しています。蜂にご注意ください！

夏になると、家の軒下や庭木に小さな蜂の巣を見かけることがありますが、そのまましておくと、巣は2~3倍以上の大きさになってしまいます。大きくなると蜂の数も増えて専門業者でないと駆除が困難になります。

また、スズメ蜂などに刺されると、最悪の場合蜂毒アレルギー体質の方は死亡する例もあります。一時帰宅などの際は十分お気をつけください。なお、ハチに刺された場合は自分で判断せず、必ず医師の診断を受けましょう。

蜂の巣の情報や駆除の相談等は、役場生活環境課まで連絡をお願いいたします。

▶蜂の種類について

ミツバチのように花の蜜や花粉を集める性格のおとなしい種類のものは、手で押さえたりしなければ刺されることはほとんどありません。

しかし、スズメバチやアシナガバチのように他の昆虫を捕らえて食べる攻撃的な性格のものは、縄張り意識が強く、巣に近寄るだけで刺そうとします。

これらの蜂が頻繁に飛んでいるときは、巣が近くにあると思われるので注意しましょう。

蜂の種類	ミツバチ	クマバチ	アシナガバチ	スズメバチ
発生時期	4月~9月	5月~9月	6月~9月	6月~11月
被害多発時期	4月~6月	8月~9月	7月~9月	7月~9月
蜂や巣の継続性	女王蜂が生きている限り継続	あり	女王蜂以外は1年限り	女王蜂以外は1年限り

▶蜂対策

- ・巣に近づかない。巣に石を投げたり、つついたりして蜂を刺激しない。
- ・巣の前を急いで横切ったり、振動を与える等の急激な動作を避ける。
- ・巣の近くで芳香のある香水、ヘアスプレー、その他化粧品を使わない。また虫除けの超音波装置も蜂を刺激するので身につけない。
- ・純毛製品や黒い衣服は刺されやすく、白っぽい服の方が安全度は高い。
- ・蜂がいる場所で、熟した果実やジュース等の甘味料を飲まない(蜂は木の樹液や、甘いものに集まってきます)。
- ・駐車中の自動車の窓は必ず閉めておく。
- ・野外活動中にスズメバチ類の巣と突発的に遭遇し、見張りの蜂に威嚇や攻撃を受けた場合、大声で騒いだり、腕でハチ類を追い払う事は厳禁です(蜂は左右や急激な動きに敏感なため)。頭(黒色)を隠し、姿勢を低くして巣からゆっくり離れる事が重要です。

☎生活環境課 環境衛生係 ☎0120-33-6466

平成25年度『法の日』司法書士無料法律相談会

支部	日時	場所	所在地	TEL
司法書士会館	10月1日(火) 10時~15時	福島県司法書士会館	福島市新浜町6番28号	024-534-7502
福島	10月5日(土) 10時~15時	コラッセふくしま 302号室	福島市三河南町1番20号	024-525-4089
	10月12日(土) 10時~13時	二本松市市民交流センター 第1会議室	二本松市本町二丁目3番地1	0243-24-1215
郡山	10月5日(土) 10時~15時	イトーヨーカ堂 郡山店 5階	郡山市西ノ内2-11-40	024-939-3211
	10月12日(土) 13時~16時	田村市船引公民館	田村市船引町船引字南元町28番地	0247-82-1133
会津	10月1日(火) 10時~15時	喜多方市保健センター 2階 和室	喜多方市字御清水東7244-2 (喜多方市役所東側)	0241-24-5221
	10月4日(金) 10時~15時	会津坂下町 老人福祉センター	河沼郡会津坂下町字上口470番地1	0242-83-2837
		南会津町福祉ホール	南会津郡南会津町田島字中町3918番地1	0241-62-4169
10月5日(土) 10時~15時	会津若松市生涯学習総合センター「会津稽古堂」	会津若松市栄町3番50号	0242-22-4700	
白河	9月29日(日) 10時~15時	白河市産業プラザ人材育成センター	白河市中田140番地	0248-22-3512
		須賀川共同福祉施設 須賀川市民温泉2階	須賀川市茶畑町71番地	0248-76-2332
いわき	10月1日(火) 10時~15時	いわき市 生涯学習プラザ4階	いわき市平字一丁目1番地	0246-37-8888
相双	10月5日(土) 10時~15時	相馬市総合福祉センター「はまなす館」	相馬市小泉字高池357番地	0244-36-1905

☎問い合わせ：福島県司法書士会 ☎024-534-7502



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課情報統計係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5 TEL：0120-33-6466 FAX：024-961-3441

富岡町公式ホームページ【災害版】<http://www.tomioka-town.jp/>

E-mail：tomioka.machi@gmail.com

郡山駅前9番乗場発 新池下団地行き または 大槻行き 停留所 西の宮停留所



小さな火が持つ大きな危険 ～小さな火の恐怖～



双葉消防本部 富岡消防署

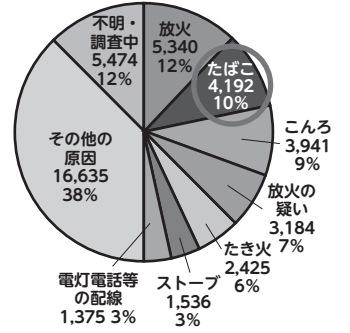
POINT 1 ～火災原因～

火災の原因となるもののうち、「炎が出ない燃焼が続いており、光や熱が小さいもの」を微小火源と呼びます。

私たちの身近に存在する微小火源には「たばこの火」や「線香の火」があり、これらを原因とした火災が例年発生しています。

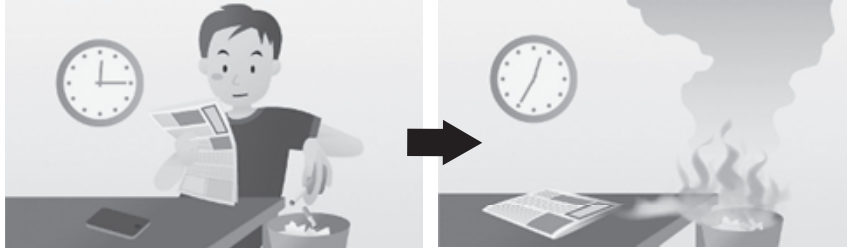
→全国出火原因の第2位が「たばこ」です!!

出火原因の内訳(全火災44,102件)



POINT 2 ～火災事例～

①たばこによる火災



②線香による火災



POINT 3 ～火災に備えて～

火が小さいから、「大丈夫だろう」という油断は禁物です。どんなに小さな火でも、燃えやすい物との接触や空気の流れといった条件が揃えば、大きく成長して火災を発生させます。防火標語を思い出してください!!

「消すまでは 心の警報 ONのまま」平成25年度



たばこの吸殻は特に危険です!!必ず水に浸してから捨てるようにして下さい。仏壇の線香や蚊取り線香、またはアロマのお香は、必ず専用の容器に入れて燃えやすいものがない場所で使用して下さい。

火災は成長していく段階で大量の煙を発生させます!!住宅用火災警報器の設置が早期発見、被害の軽減にとっても有効です。

住宅用火災警報器を設置した上で
完全な火の始末をお願いします!!



消防に関するご意見・ご質問等は、双葉消防本部富岡消防署榎葉分署

☎0240-25-2119



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。